

蒲郡市中学生等海外派遣団設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市立の中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校等」という。）に在籍する生徒（以下「中学生等」という。）の海外派遣及び海外からの派遣生の受入れを行うことにより、日本とは異なる自然環境・文化等に触れる体験を通して豊かな心を育み、高い視点から世界を見ることのできる人材を育成する蒲郡市中学生等海外派遣事業（以下「派遣事業」という。）を実施するため、蒲郡市中学生等海外派遣団（以下「派遣団」という。）を設置する。

(事業)

第2条 派遣事業は、次のとおりとする。

- (1) 中学生等の海外派遣に関する事業
- (2) 海外からの派遣生の受け入れに関する事業
- (3) その他派遣団の目的を達成するために必要な事業

(検討事項)

第3条 派遣団は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 派遣事業の実施体制及び実施計画に関すること。
- (2) 派遣事業の現状分析、効果測定及び評価に関すること。
- (3) その他派遣団の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 派遣団は、蒲郡市教育委員会の職員、中学校等の教職員及び中学校等から選出された生徒をもって組織する。

- 2 派遣団長は、蒲郡市小中学校校長会において選出する。

(運営)

第5条 派遣団は、必要に応じて派遣団長が招集する。

- 2 派遣団長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ派遣団長が指定する者がその職務を代理する。

(選定委員会)

第6条 派遣事業に関する請負業者の選定等を行うために、蒲郡市教育委員会に選定委員会を置く。

- 2 選定委員会の委員は、教育長、教育部長及び学校教育課職員を充てる。

(庶務)

第7条 派遣団の庶務は、蒲郡市教育委員会学校教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、派遣団の運営に関し必要な事項は、派遣団長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。